

緑の基本計画改定の方針

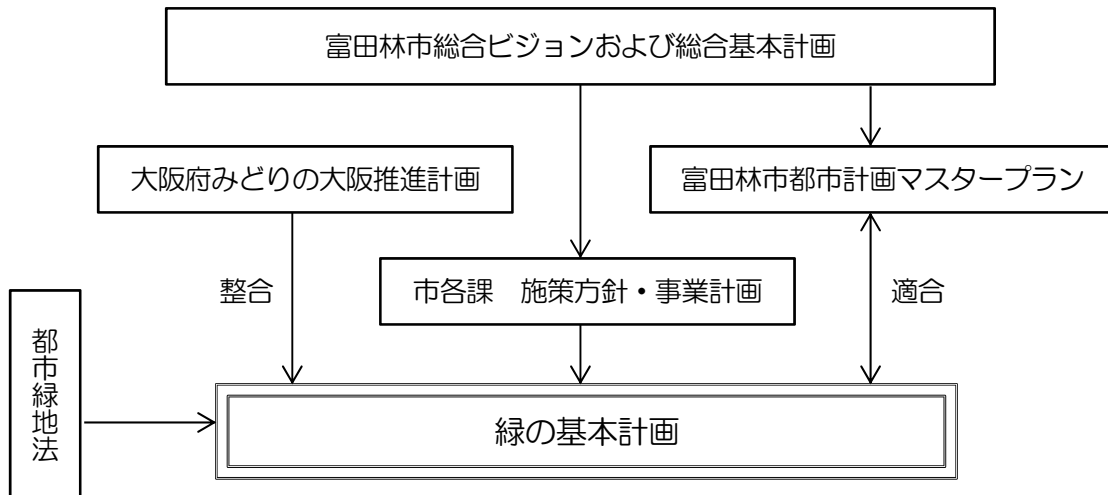
1. 改定の背景

現計画の策定から約 10 年が経過する中で、人口減少、地球環境問題、農の担い手不足、財政的制約、生物多様性への配慮など、公園、緑地、農地等を取り巻く環境は大きく変化しています。

過年度には「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」が制定され、平成 29・30 年に「富田林市都市計画マスタープラン」の改定作業も並行して行なわれており、大阪府では「みどりの大阪推進計画」が策定されています。

さらに、都市緑地法、都市公園法など関連法令の改正も行われていることから、これらの変化に的確に対応し、緑に関わる課題解決に向けたまちづくりの考え方や、将来像を明らかにするために、第 1 回目の改定を行うこととします。

2. 計画の位置づけ



3. 計画期間及び計画対象区域

計画期間は概ね 20 年後を展望しつつ、おおむね今後 10 年間を計画期間とします。

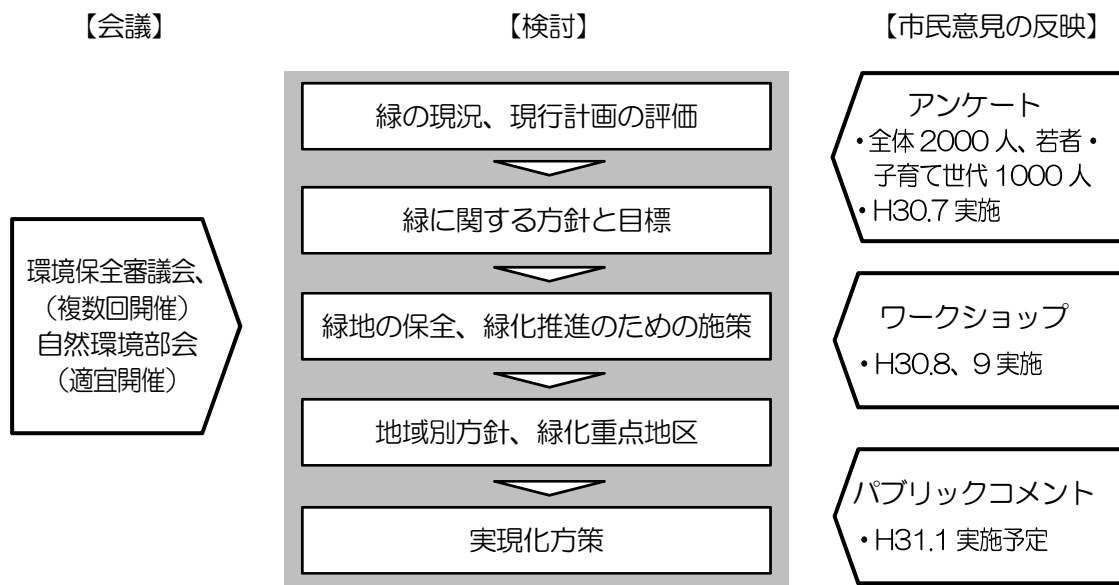
計画対象区域は、本市全域とします。

4. 計画の対象とする緑

本計画で対象とする緑は、「樹林地、河川などの水辺地、公園、農地、学校・庁舎などの植栽地・グラウンド、広場、民有地の庭など」とします。

なお、都市における農地については、平成 29 年の都市緑地法改正において、緑地に含まれるものとして明確に位置づけられました。(現計画では、農地を緑地として既に位置づけています)

5. 改定の進め方



6. 改定にあたっての基本的考え方

富田林市緑の基本計画の改定にあたっては、改定の背景を踏まえながら、以下の基本的な考え方に基づいて検討を進めます。

①持続可能な緑のまちづくりへの対応

本市は、平成 14 年をピークに人口は減少傾向にあります。今後も少子高齢化や人口減少が進む中、限りある財源により持続可能な「緑のまちづくり」を進めていくためには、計画内容の実現性を高め、効率的、効果的に施策を推進していく必要があります。

したがって、「現実的かつ、わかりやすい目標の設定」や、「今ある緑の活用に視点を置いた施策の検討」、「多様な主体の連携と官民協働につながる計画」等の視点を考慮して改定を行います。

②生物多様性の確保や農地の保全への配慮

平成 20 年に生物多様性基本法が制定され、都市における緑地の保全・再生・創出・管理など、生物多様性確保に向けた取り組みが重要であると認識されました。

本市は、市域の 60%が市街化調整区域となっており、里山や農地、水辺など、生物多様性からみても貴重な環境が残っています。

したがって、「まち、里山、農地、水辺等が一体となったエコロジカルネットワークの形成」、「都市緑化の推進（実感できる緑への配慮）」等の視点を考慮して改定を行います。

③公園の活用や管理運営のあり方

本市の公園は開設後年数を経た公園も多く、老朽化した施設の更新や改修、地域のニーズに対応した公園の新たな活用策が求められています。一方、平成 29 年に改正された都市公園法を受けて、都市公園の再生・活用に向けた取組が始まっています。

したがって、「公園の役割や地域性をふまえた幅広い年代に利用される公園」等の視点を考慮して改定を行います。